

一者随意契約実施要領

2026年3月31日 財調管第2188号

(目的)

第1条 この要領は、調達事務細則（以下「細則」という。）第30条第1項第1号に掲げる契約の予定者（以下「随意契約の予定者」という。）を選定し、契約締結依頼を実施するための手続きについて定めることを目的とする。

(一者随意契約理由の正当性確認)

第2条 発注部室長が一者随意契約（設計変更を含む。以下同じ。）による調達をしようとする場合は、次条等に基づく事業者との接触が生じる前に、仕様書案等に基づき、調達部に一者随意契約が必要となる理由（以下「随意契約理由」という。）を説明し、随意契約理由の正当性の確認を得るものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合を除く。

- (1) 過去に継続的に随意契約を実施することの正当性の確認を得られている場合
- (2) 設計変更の場合であって、随意契約理由の正当性に疑義が生じる恐れがないと所管部室長が認めるとき

(随意契約の手続き)

第3条 一者随意契約による調達をしようとする場合は、随意契約の予定者との仕様協議を実施すること。仕様協議にあたっては次の各号に定める内容を協議し、下見積を受領するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 数量
- (3) 納期
- (4) 場所
- (5) 品質基準
- (6) 成果物
- (7) その他必要な事項

2 前項の協議を実施するにあたり、随意契約の予定者に契約額の目安となるものを伝えてはならず、応接は複数人で実施し、協議記録を作成するものとする。

3 下見積の内容について、仕様との整合を確認するほか、積算基準による積算額や過去実績等との比較を行い、その妥当性について調達部に説明するものとする。

4 前3項に定める随意契約の予定者との仕様協議結果に基づき、調達事務要領第12条の予算執行伺いを行うものとする。なお、実施にあたっては、随意契約予定者推薦調書（様式1）を添付して行うものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、一者随意契約の手続きに必要な事項については、細則及び調達事務要領の規定によるものとし、その業務フローについては別紙1に示すとおりとする。

附則（2026年3月31日 財調管第2188号）

この要領は、2026年4月1日から施行する。